

## 官民パートナーシップ方式による投資法 (No.64/2020/QH14) : 目次

第1章: 一般規定		第5章: PPPプロジェクト契約の展開及び履行	
第1条	調整範囲	<b>第1節: 施設/インフラシステムの建設</b>	
第2条	適用対象	第56条	建設用地の準備
第3条	用語解説	第57条	基本設計後の設計及び予算概算の立案、審査及び承認
第4条	PPPプロジェクトの投資分野、規模及び分類	第58条	PPPプロジェクトを実施する請負業者の選定
第5条	権限を有する機関及びPPPプロジェクト契約締結機関	第59条	施設/インフラシステムの品質に係る管理及び監査
第6条	PPPプロジェクト審査評議会	第60条	施設/インフラシステムの公共投資資金決算
第7条	PPP方式による投資管理の原則	第61条	施設/インフラシステムの完成確認
第8条	PPP方式による投資に関する国家管理の内容	<b>第2節: 施設/インフラシステムの管理、運転及び運営</b>	
第9条	PPP方式による投資における公開性及び透明性	第62条	PPPプロジェクトの管理
第10条	PPP方式による投資において厳禁に禁止されている行為	第63条	施設/インフラシステムの運転及び運営条件
第11条	PPPプロジェクトの手続き	第64条	公共の製品/サービスの提供
<b>第2章: PPPプロジェクトの準備</b>		第65条	公共の製品/サービスの価格・料金
<b>第1節: 権限を有する機関が立案するPPPプロジェクト</b>		第66条	公共の製品/サービスの品質監査
第12条	PPPプロジェクトの投資方針決定の権限	<b>第3節: 施設/インフラシステムの譲渡及びPPPプロジェクト契約の清算</b>	
第13条	PPPプロジェクトの投資方針決定の手順	第67条	施設/インフラシステムの譲渡
第14条	プロジェクトの選定及びPPPプロジェクトのプレF/S報告書の立案	第68条	PPPプロジェクト契約の清算
第15条	PPPプロジェクトのプレF/S報告書の審査	<b>第6章: PPPプロジェクト実施の資金源</b>	
第16条	PPPプロジェクトの投資方針決定を要請する書類	<b>第1節: PPPプロジェクトにおける国家資本金</b>	
第17条	PPPプロジェクトの投資方針決定の内容	第69条	PPPプロジェクトにおける国家資本金の使用
第18条	PPPプロジェクトの投資方針の調整	第70条	施設/インフラシステムへの建設補助に係る国家資本金
第19条	PPPプロジェクトF/S報告書の内容	第71条	公共の製品/サービスを提供するPPPプロジェクト企業に対して支払う国家資本金
第20条	PPPプロジェクトのF/S報告書の審査決定書類及び内容	第72条	賠償、土地収用、支援、再定住、仮施設の建設補助の国家資本金
第21条	PPPプロジェクトの承認権限	第73条	権限を有する機関、契約締結機関、PPP準備ユニット、入札募集者、PPPプロジェクト審査評議会、PPPプロジェクトの審査決定の任務を割り当てられたユニットの経費
第22条	PPPプロジェクト承認を要請する書類	第74条	PPPプロジェクトにおいて使用する公共投資資金計画の立案
第23条	PPPプロジェクト承認決定の内容	第75条	各々の国家機関及び公益事業ユニットに対する経常支出のための経常支出資金源及び合法的な収入源に係る(予算)見込みの立案
第24条	PPPプロジェクトの調整	<b>第2節: 投資家及びPPPプロジェクト企業のためのPPPプロジェクト実施資金</b>	
第25条	PPPプロジェクトの情報の公表	第76条	PPPプロジェクト実施の資金調達
<b>第2節: 投資家が提案するPPPプロジェクト</b>		第77条	自己資本(エクイティ)の提供
第26条	投資家が提案するPPPプロジェクトに対する要件	第78条	PPPプロジェクト企業の社債発行
第27条	投資家が提案するPPPプロジェクトの準備手順	<b>第7章: 投資優遇及び投資保証</b>	
<b>第3章: 投資家選定</b>		第79条	投資優遇
<b>第1節: 投資家選定に関する一般規定</b>		第80条	投資保証
第28条	投資家選定手続き	第81条	重要PPPプロジェクトに対する外資の(収支)バランス保証
第29条	投資家の合法的な資格	第82条	営業収益の増加及び減少分の分配メカニズム
第30条	投資家選定における競争性の確保	<b>第8章: PPP方式による投資活動の検査、調査、国家監査及び監督</b>	
第31条	国内投資家又は国際投資家の選定	<b>第1節: PPP方式による投資活動における検査、調査及び国家監査</b>	
第32条	投資家選定に使用される言語	第83条	PPP方式による投資活動の検査
第33条	入札保証	第84条	PPP方式による投資活動の調査
第34条	入札取消	第85条	PPP方式による投資活動における国家監査
第35条	投資家選定過程における入札募集者の責務	<b>第2節: PPP方式による投資活動の監督</b>	
第36条	プロジェクト実施過程における投資家選定状況の処理	第86条	PPP方式による投資に関する国家管理機関の監督
<b>第2節: 投資家選定方法</b>		第87条	PPP方式による投資に関する国家管理機関の監督内容
第37条	公開入札	第88条	ベトナム祖国戦線及びコミュニティの監督
第38条	競争的交渉	<b>第9章: PPP方式による投資における各々の国家管理機関の任務、権限、責務</b>	
第39条	投資家の指名	第89条	政府及び政府首相の任務、権限
第40条	特別な場合における投資家選定	第90条	計画投資者の任務、権限
<b>第3節: 予備審査参加書類及び入札参加書類の評価方法及び基準</b>		第91条	財政省の任務、権限
第41条	予備審査参加書類の評価方法及び基準	第92条	各省市、中央機関又はその他の機関の任務、権限
第42条	入札参加書類の評価方法及び基準	第93条	(地方政府の)省レベルの人民委員会の任務、権限
第43条	投資家選定結果の査定	第94条	権限を有する機関の責務
<b>第4章: PPPプロジェクト企業の設立及び活動; PPPプロジェクト契約</b>		<b>第10章: 異議申立て及び紛争解決、並びに違反処理</b>	
第44条	PPPプロジェクト企業の設立及び活動	第95条	投資家選定における異議申立ての解決
第45条	PPPプロジェクト契約の分類	第96条	投資家選定における異議申立ての解決手続き
第46条	PPPプロジェクト契約書類	第97条	紛争解決
第47条	PPPプロジェクト契約の基本的な内容	第98条	PPP方式による投資における違反処理
第48条	PPPプロジェクト契約履行保証(パフォーマンスボンド)	<b>第11章: 施行条項</b>	
第49条	PPPプロジェクト契約の締結	第99条	関連する各々の法律の改正及び補充
第50条	PPPプロジェクト契約の改正	第100条	施行効力
第51条	PPPプロジェクト契約の期限	第101条	経過措置規定
第52条	PPPプロジェクト契約の終了		
第53条	貸し手(レンダー)の権利		
第54条	PPPプロジェクト契約による株式、出資金、権利及び義務の譲渡		
第55条	PPPプロジェクト契約の調整法令		